資 料 編

資料編

1. 2016 年度(平成28年度)の取組み

実施日	事項
2016年4月4日~28日	泉南市公共施設等最適化推進委員会に係る市民委員の募集(追加)。 「泉南電子メール講座」~泉南市公共施設等最適化推進基本計画につ
2016年5月10日	
2010 5 5 5 10 5	いて〜開催(開催場所:樽井区民センター)。
2016年5月13日	泉南市公共施設等最適化推進本部検討部会第1回会議開催。
2016年5月28日	「泉南電子メール講座」〜泉南市公共施設等最適化推進基本計画につ
	いて〜開催(開催場所:岡中老人集会場)。
2016年6月22日	泉南市公共施設等最適化推進本部第1回会議開催。
2016年6月26日	泉南市公共施設等最適化推進本部検討部会 第1回会議開催。
2016年7月4日	泉南市公共施設等最適化検討チーム会議 第1回会議開催。
2016年7月6日	泉南市公共施設等最適化推進委員会 第1回会議開催。
2016年7月7日~	泉南市公共施設等最適化検討チームごとに協議を開始。
2016年7月29日	泉南市公共施設等最適化検討チームの進捗に関するヒアリング実施。
2016年8月29日	泉南市公共施設等最適化推進委員会 第2回会議開催。
2016年9月21日	泉南市公共施設等最適化推進本部検討部会 第2回会議開催。
2016年9月23日	泉南市公共施設等最適化推進本部 第2回会議開催。
2016年9月30日	泉南市公共施設等最適化推進本部 第3回会議開催。
2016年10月4日	泉南市公共施設等最適化推進委員会 第3回会議開催。
2016年10月20日~27日	泉南市公共施設等最適化マネジメントEモニターより意見募集。
2016年10月30日	第 1 回 泉南未来につなぐワークショップ~「市中心拠点・生活拠点
	(和泉砂川駅・樽井駅)」について~開催。
	ファシリテーター 大島康孝氏(開催場所:樽井公民館)
2016年11月1日~30日	泉南市公共施設の今後のあり方に関する市民アンケート実施
2016年11月6日	第2回 泉南未来につなぐワークショップ~「市中心拠点・生活拠点
	(和泉砂川駅・樽井駅)」について~開催。
	ファシリテーター 大島康孝氏(開催場所:信達公民館)
2016年11月20日	第3回 泉南未来につなぐワークショップ~「市中心拠点・生活拠点
	(岡田浦駅・新家駅)」について~開催。
	ファシリテーター 大島康孝氏(開催場所:西信達公民館)
2016年11月27日	第 4 回 泉南未来につなぐワークショップ~「市中心拠点・生活拠点
	(岡田浦駅・新家駅)」について~開催。
	ファシリテーター 大島康孝氏 (開催場所:新家公民館)
2016年12月22日	泉南市公共施設等最適化推進本部 第 4 回会議開催。
2017年1月13日	泉南市公共施設等最適化推進委員会 第4回会議開催。
2017年1月20日	泉南市公共施設等最適化推進本部 第5回会議開催。
2017年1月27日	泉南市公共施設等最適化推進本部 第6回会議開催。
2017年1月31日	泉南市公共施設等最適化推進委員会 第5回会議開催。
L	

泉南市公共施設等最適化推進本部 第7回会議開催。
泉南市公共施設等最適化推進本部 第8回会議開催。
泉南市公共施設等最適化推進委員会 第6回会議開催。
泉南市公共施設等最適化推進本部 第9回会議開催。
「泉南市公共施設等最適化推進実施計画(案)」にかかるパブリッ
クコメント募集
「泉南市公共施設等最適化推進実施計画(案)」市民への説明。
(開催場所:埋蔵文化財センター) 参加人数 7名
「泉南市公共施設等最適化推進実施計画(案)」市民への説明。
(開催場所:人権ふれあいセンター) 参加人数11名
「泉南市公共施設等最適化推進実施計画(案)」住民説明会。
(開催場所: 樽井公民館) 参加人数 5名
「泉南市公共施設等最適化推進実施計画(案)」住民説明会。
(開催場所:西信達公民館) 参加人数 3名
「泉南市公共施設等最適化推進実施計画(案)」住民説明会。
(開催場所:信達公民館) 参加人数11名
「泉南市公共施設等最適化推進実施計画(案)」住民説明会。
(開催場所:新家公民館) 参加人数20名
泉南市公共施設等最適化推進本部 第 10 回会議開催。

2. 泉南市公共施設等最適化推進委員会について

(1)規則

泉南市公共施設等最適化推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、泉南市附属機関に関する条例及び報酬及び費用弁償条例(昭和46年泉南市条例 第11号)第2条第1号の規定に基づき、泉南市公共施設等最適化推進委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営その他の必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、市長の諮問に応じ次に掲げる事項を調査審議し、その結果を答申する。
 - (1) 泉南市公共施設等ファシリティマネジメント推進基本方針に基づき、公共施設等の最適化に関する計画の策定に関すること。
- (2) 前号の計画策定後の進捗管理や評価に関すること。
- (3) 公共施設等の維持管理の最適化及びその他公共施設マネジメントの推進に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する者をもって充てる。
- (1) 専門的な知識経験を有する学識経験者
- (2) 公募市民
- (3) 市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

- 第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する者がその職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、行革・財産活用室に置く。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(2) 委員名簿 (2017年(平成29年)2月15日現在)

	氏 名 (敬称略)	所属
委員長	辻 壽一	大阪樟蔭女子大学教授
	小川 宏樹	徳島大学教授
	松本 啓子	泉南市ABC委員会委員長
	上中 喜美夫	泉南市区長連絡協議会会長
	森広 浩允	公募市民
	豊田 美樹	公募市民
	荒井 純子	公募市民
委員	白井 麻須美	公募市民
	角谷 正人	公募市民
	原田 六次郎	泉南市商工会会長
	福尾(慎吾)	泉南青年会議所事務局長
	福山 和紀	西日本旅客鉄道㈱和歌山支社総務企画課長
	中谷 洋一	南海電気鉄道㈱経営政策室経営企画部課長
	川崎 浩一	㈱ジェイコムウエストりんくう局局長

3. 泉南市公共施設等最適化推進本部について

• 設置要綱

泉南市公共施設等最適化推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本市の公共施設等の最適化を推進し、効果的・効率的な行財政運営に資する ため、泉南市公共施設等最適化推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 推進本部は、泉南市公共施設等ファシリティマネジメント推進基本方針に基づき、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 公共施設等の最適化に関する企画、立案及び計画の策定に関すること。
 - (2) 前号の計画策定後の進捗管理や評価に関すること。
 - (3) 公共施設等の維持管理の最適化及びその他公共施設等マネジメントの推進に関すること。

(組織)

- 第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。
- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

- 第4条 本部長は、推進本部の事務を総理する。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 推進本部の会議(以下「本部会議」という。)は、本部長が必要に応じて招集 し、これを主宰する。
- 2 本部長は、本部員が本部会議に出席できないときは、代理の者を出席させること ができる。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者に出席を求めて、説明又 は意見を聴くことができる。

(検討部会)

- 第6条 推進本部には、必要に応じて検討部会を置くことができる。
- 2 検討部会は、所掌事務の具体的事項について協議・検討し、その結果を本部会議 に報告しなければならない。
- 3 検討部会は、必要があると認めるときは、部会員以外の者に出席を求めて、説明 又は意見を聴くことができる。

(決定事項の実施義務)

第7条 本部会議において決定された事項について、それぞれの担当部局の長は、その実施の責任を負うものとする。

(事務局)

第8条 推進本部の事務局は、行革・財産活用室に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営について必要な事項は、本部 長が定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

総合政策部長

行革 • 財産活用室長

行革・財産活用室参与

総務部長

市民生活環境部長

健康福祉部長

都市整備部長

上下水道部長

人権推進部長

教育部長

教育部参与

4. 泉南市公共施設等最適化推進本部検討部会について

設置要綱

泉南市公共施設等最適化推進本部検討部会設置要綱

(設置)

第1条 泉南市公共施設等最適化推進本部設置要綱(以下「本部要綱」という)第6条第1項に基づき、本推進本部に公共建築物部会、インフラ部会及び経営管理部会を設置する。

(所管事項)

- 第2条 本部要綱第6条第2項に基づき、前条で設置した各部会において協議・検討する事項は、主 に次に掲げる各号の事項とする。
 - (1) 公共建築物部会
 - ・施設の複合化・集約化、廃止・統廃合等施設整備事業に関すること
 - ・廃止等した施設等の売却・貸付・取り壊し等に関すること
 - ・ライフサイクルコストの縮減に関すること
 - (2) インフラ部会
 - ・中長期的にコスト縮減を目指した計画的保全に関すること
 - ・ライフサイクルコストの縮減に関すること
 - (3) 経営管理部会
 - ・本市の人口の現状と課題に関すること
 - ・財政の現状と課題抽出及び分析、検討に関すること
 - ・最適化に伴う財政推計(公共建築物及びインフラとも)の検討に関すること
- 2 各検討部会は、前項各号の事項のほか、必要に応じて推進本部が指示する事項を協議・検討するものとする。

(組織)

- 第3条 第1条で設置した各部会は、部会長及び部会員で構成する。
- 2 各部会の部会長及び部会員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(職務)

- 第4条 部会長は、部会の事務を総理する。
- 2 部会長に事故あるときは、部会長があらかじめ指名した部会員がその職務を代理する。
- 3 部会員は、部会長の命を受けて部会の事務に従事する。

(会議)

- 第5条 部会長は、部会長が必要に応じて招集し、これを主宰する。
- 2 部会長は、部会員が会議に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。
- 3 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者に出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 各部会の事務局は、行革・財産活用室に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が定める。

附則

この要綱は、平成27年5月21日から施行する。 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

1 6 . 6	and the second second second
部会名	公共建築物部会
部会長	都市整備部次長
	危機管理課長
	総務課長
	環境整備課長
	清掃課長
	産業観光課長
	保健推進課長
	長寿社会推進課長
	保育子育て支援課長
如 人 旦	住宅公園課参事(住宅・建築担当)
部会員	住宅公園課参事(まちづくり担当)
	人権推進課長
	上下水道総務課長
	教育総務課長
	教育総務課参事
	生涯学習課長
	文化振興課長
	青少年センター課長
	総合事務局長

部会名	インフラ部会 (関連公共建築物含む)
部会長	上下水道部次長兼上水道工務課長
部会員	環境整備課長 道路課長 住宅公園課長 都市計画課長 都市計画課参事 下水道整備課長

部会名	経営管理部会
部会長	総務部次長兼契約検査課長
部会員	総合政策部次長兼政策推進課長 人事課長 総務部参事兼財政課長 行革・財産活用室参事 税務課長 上下水道総務課長

5. 泉南市公共施設等最適化検討チーム 検討項目・検討内容等

検討項目	検討内容等
検討事項(A) 中心拠点における集積化	・市役所周辺から総合福祉センター周辺を中心拠点として、この範囲内の行政施設の再編について検討を行う。 【対象施設】 市役所庁舎、保健センター、総合福祉センター、体育館、文化ホール、図書館、水道庁舎、人権ふれあいセンター、青少年センター
検討事項(B) 生活拠点での集積化	・市内鉄道4駅周辺を生活拠点として、公共施設等複合化等再編について検討を行う。 【対象施設】 公民館・老人集会場・その他集会所・その他生活拠点関連施設
検討事項(C) 集会場の整理	・建物の老朽度や立地状況、及び利用状況などを分析し、「小さな拠点づくり」の論点も踏まえ、民間事業者や地元地縁団体、若しくは自治会等への譲渡等について検討を行う。 【対象施設】 老人集会場・その他集会所
検討事項(D) 学校教育施設の統廃合	・学校教育施設についての統廃合について検討を行う。計画を検討する際は、教育問題審議会での審議状況をしっかり踏まえながら進めていく。 【対象施設】 全学校教育施設(中学校4 小学校10)
検討事項(E) 市営住宅の民営化・ 広域化	・府営住宅・UR都市機構等との連携も視野に、広域化、家賃補助や民営化等について関係機関との調整も含め検討を行う。 【対象施設】 前畑住宅団地、宮本住宅団地、長山住宅団地
検討事項(F) 給食センター更新と 周辺開発	・給食センターの建替え時期にあわせて、隣接する「坊主池」底地も含めた周辺一帯の開発として、「地産地消」、「食」に関わる民間事業者との連携もにらんだ検討を行う。 【対象施設】 給食センター
検討事項(G) プール事業の整理・ 民営化	・学校プール施設の取扱い及び小中学校プール授業や夏休みのプール開放事業について、民営化に向けてサンエス温水プール等 民間プールでの当該事業の実施可能性を検討する。 【対象施設】 学校プール施設(市内小学校プール)
検討事項(H) インフラ資産の廃止施設 (コミプラ)	・コミプラの解体費用や利活用について検討を行う。 【対象施設】 サングリーン処理施設・砂川台汚水処理施設・いずみ台汚水処理施設・樽井みずほ団地汚水処理施設
検討事項(I) 施設及びインフラの維持管 理保全策	・公共建築物の日常管理上の保全策等を検討する。【対象施設】 泉南市所有の全公共建築物

^{*} 各検討項目については、各施設所管課の職員を中心に検討した。

6. 泉南市公共施設等最適化マネジメント E モニターについて

• 設置要綱

泉南市公共施設等最適化マネジメントEモニター設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、泉南市公共施設等最適化推進基本計画(平成28年3月策定)に基づき、 泉南市公共施設等最適化マネジメント E モニター(以下「E モニター」という。)を設置 することにより、将来における公共施設等の最適化の推進を、インターネット環境を通じて 市民協働でマネジメントしていくことを目的とする。

(職務)

第2条 E モニターは、泉南市の公式ホームページ (以下「市ホームページ」という。) で公表される公共施設等の最適化の取組に対する意見、提案等を電子メールにより市長に提出するものとする。

(資格)

- 第3条 Eモニターは、次の各号のすべてを満たしている者とする。
 - (1) 泉南市に在住もしくは在勤、在学中の満18歳以上の者。
 - (2) 国会、府議会もしくは市議会の議員又は国もしくは地方公共団体の職員でない者。
 - (3) 泉南市公共施設等最適化推進基本計画を理解している者。
 - (4) インターネット及び電子メールの利用が可能な者。

(応募方法及び登録)

- 第4条 前条の資格に該当する者で E モニターの登録を希望する者は、市ホームページ内の登録申請書(別紙様式1)に必要事項を記載して電子メールにより市長に提出するものとする。
 - 2 市長は、E モニターの資格に該当すると認めるときは、当該応募した者を E モニターと して登録するものとする。ただし、第6条に規定する定員に達しているときは、登録しない ものとする

(登録期間)

第5条 E モニターの登録期間は、E モニターとして登録された日を含む年度末までとする。 (定員)

第6条 Eモニターは概ね15名程度とする。

(費用等)

第7条 電子メール等の送受信に要する費用及びインターネット環境の利用に要する費用は、Eモニターの負担とする。

(禁止行為)

- 第8条 Eモニターは、次に掲げる行為又はそのおそれのある行為を行ってはならない。
 - (1) 公序良俗に反する行為
 - (2) 法令等に反する行為
 - (3) 他のモニター又は第三者を中傷し、又はひぼうする行為
 - (4) この要綱に基づく E モニターの運営を妨害する行為

(登録の抹消)

- 第9条 E モニターが自ら登録の抹消を希望するときは、市ホームページ内の登録抹消申請書 (別紙様式2) に必要事項を記載して、電子メールにより市長に提出しなければならない。 市長は、提出された登録抹消様式に基づき登録を抹消するものとする。
 - 2 市長は、E モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、その意思にかかわらず、当 該 E モニターの登録を抹消するものとする。
 - (1) 前条の規定に該当した時。
 - (2) 登録されたメールアドレスに市からの電子メールが到着しなくなったとき。

(変更、停止及び中止等)

第10条 市長は、E モニターの運営の内容の変更並びに停止及び中止について、事前に告知を 行った上で、E モニターの承諾を要することなくこれを行うことができるものとする。

(個人情報の保護等)

第11条 市長は、E モニターから登録及び登録抹消時に収集した個人情報を、泉南市個人情報 保護条例に基づき適切に取り扱い、保護するものとし、市の行政運営の施策等の目的以外 でこれを利用しないものとする。

(事務局)

第12条 Eモニター運営の事務局は、行革・財産活用室に置く。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。